

農業担い手メールマガジン（第132号）

インデックス

現場の皆さんへ ～新規参入者を迎える地域の心構え～

農業担い手経営相談コーナー

～地域で活用できる新規就農者育成のための施策は？～

お知らせ ～確定申告の時期です～

現場の皆さんへ ～新規参入者を迎える地域の心構え～

新たに農を志す人が増えています。書店を見回しても、最近では新規就農の解説本が数多くみられます。現場で頑張っている皆さんも、新たに農を志す方々と接する機会もあるのではないのでしょうか。今回の話題は「新規参入者を迎える地域の心構え」についてです。

まず、新たに就農しようとする人が、地域に定着するためには、その地域が開かれた地域である必要があります。

地域の10年後、20年後の姿を描いたときに、現在の地元の人々の世代交代のみで担える場合は良いですが、そうでない場合には、「他の地域から新たな意欲と能力のある人材を受け入れなかったら地域がどうなるか」という危機意識を地域で共有するとともに、「そうした人材が地域に入り込むことが、地域活性化に必要である」という合意づくりを行うことが、開かれた地域づくりの前提となります。

その上で、これまでも就農希望があった地域の場合には、地域の現況に照らして、従前の受入姿勢が適切だったか再検討する必要があります。農地取得に困難が伴った事例がある場合には、集落の代表者が農地貸借の仲介に協力する仕組みなどを作るとは重要ですし、空き家を探すのが難しい場合には、市町村等に働きかけて空家バンクの整備を進めたりすることは有効です。また、市町村などで就農相談窓口が一本化されていない地域では、窓口の一本化と営農・生活の両面に関わる情報の集約化、相談があったときのための関係機関や集落との連携づくりに取り組むことが新規参入をスムーズにするためには不可欠です。

一方、これまで就農希望があまりなかった地域では、地域住民がどのような新規参入者を望むのか、アンケートやワークショップなどを通じて確認しておく必要があります。新規参入希望者の中には、地域農業の担い手として頑張っていこうと考えている方もいますが、一部には、細々と自給的に野菜などを作って田舎暮らしを満喫しようと考えている方もいます。ですから、地域としてどんなタイプの新規参入者に来てほしいのか、それぞれの目的をもった参入者にどう対応していくのか、一定の合意を作っておくと、参入に伴うトラブルの未然防止にもつながるでしょう。

新規参入者が地域に入り込むことによる波及効果は、農業労働力や集落の担い手として力を発揮していただく直接的な効果に加え、地元の住民では気づかなかった地域の魅力を再発見する効果や、その参入者が地域にはない人的・物的な資源や人脈を持ち込むことで、新たなビジネスを生み出すチャンスをもたらす効果など、様々な場面に及びます。新規参入の受け入れを上手に活用し、地域活性化に活かしていただければと思います。

最後に、地域で積極的に就農希望者を受け入れている2つの事例を紹介しますので、ご参考ともなれば幸いです。

うぶやま新規就農支援

熊本県産山村では、村役場や熊本県、農業委員会、農協、指導農業士などで組織する「産山村新規就農者受け入れ推進協議会」を平成20年度に設立しました。協議会で研修生を受け入れ、村の「就農研修施設」での栽培研修（原則1年間、ほうれん草栽培）を行うとともに、研修中から地域活動や農地あっせん、施設・機械リース、住宅あっせんなど全てに関して相談等のフォローを行い、独立して経営できるような支援を実施することで、地域で就農希望者を受け入れる仕組みを作っています。

うぶやま新規就農支援の概要はこちら

<http://www.ubuyama-v.jp/2009/03/22-015634.html>

鶴ヶ島市新規就農支援事業（新規就農サポート事業）

埼玉県鶴ヶ島市では、平成19年度から新規就農希望者の希望する農業形態に応じた相談・研修・指導等が適切に受けられるよう、市や農業委員会、農協などの関係機関が連携した就農支援体制を整備しています。この支援体制により、関係機関は研修生の状況を共有する事ができ、研修生への研修・指導等を効果的に行っています。研修生には、農業大学校や農協での技術・経営面に関する研修だけでなく、農家での実践的研修や地域活動を通じて地域へ溶け込みやすい環境をつくるほか、農地のあっせんなどの支援を行っています。

鶴ヶ島市新規就農支援事業（新規就農サポート事業）の概要はこちら

<http://www.city.tsurugashima.lg.jp/shoko/shuno/shien.htm>

ご意見・ご質問は下記へお願いいたします

<https://www.contact.maff.go.jp/maff/form/fefe.html>

農業担い手経営相談コーナー

Q．地域で活用できる新規就農者育成のための施策について教えてください。

A．近年、農外の若者を中心に農業に対する関心や就農意識が高まっています。若者の就農者数は少しずつ増えていますが、特に自己資金が乏しくても農業に携われる等の理由から、農業法人等に雇用される形で就農する若者が大きく増加しています。

また、法人等での就業経験を活かし、独立して自ら経営にチャレンジする者も各地で見られます。

そのような中、地域としても就農希望者が地域に定着していくことは地域活性化につながることから、地域で就農希望者を受け入れる際には、

- (1) 全国、都道府県段階の就業相談会に、地域や農業法人等が参加し、就農希望者と面談（農の雇用事業）
- (2) 地方公共団体が作成する農山漁村の活性化を図る計画に位置付けられた、就農希望者に対する研修活動を実施するための研修・宿泊施設等の整備（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金）

についての支援が受けられます。

また、地域の農業法人等が就農希望者の育成を実施する場合には、

- (1) 就農希望者に対して実施する農業に必要な技術、知識を身につけるための実践研修に係る経費の一部を補助（農の雇用事業）
- (2) 就農希望者に対する研修活動を実施するための研修・宿泊施設等を整備する際の建設費を助成（強い農業づくり交付金）

がご活用できます。

なお、新規就農者本人に対しては、農業用機械・施設などの導入に対する助成や資金の無利子融資などの支援も行っています。

就農希望者が独立して農業経営を開始する際、農業技術がまだ未熟であるなど、地域で持続的に農業経営を続けていくためには地域の方々の支援が不可欠です。地域で一体となって、新規就農者を育成していただければと思います。

農業経営に関するご相談、ご質問は下記へお願いいたします

<https://www.contact.maff.go.jp/maff/form/fefe.html>

お知らせ ~平成21年度分確定申告の注意点（耐用年数の見直し）~

平成21年度分の所得税の確定申告が先月16日より始まりましたが、20年度税制改正により、減価償却資産の耐用年数の見直しが行われました。

従来は乗用型トラクターは8年、田植機は5年など、機械の種類によって耐用年数が違っていましたが、農業用の機械・装置は7年に統一されました。

新たに取得した減価償却資産だけでなく、従来から所有している減価償却資産も改正後の耐用年数を適用することになります。なお、その資産の購入時までさかのぼって再計算するのではなく、今年の申告から新しい耐用年数で計算することとなっていますので、申告の際にはご注意ください。

編集後記

農業に関心を寄せる大学生が増えています。農業の実践、農産物販売への挑戦、農

的討論の企画、地域との交流、互いのネットワーク構築など、前例や固定観念にとらわれず、様々なスタイルで活動しています。

昨年末に東京ビッグサイトで開催された環境展示会に訪れた際、将来就農を志し、農的な課外活動に取り組む大学生の日本一を決める事例発表会が行われていました。

限界集落の活性化を図って規格外農産物から加工品開発に取り組む学生、農地を借りて肥料を作り、種から生産物を作って実際に売る学生、農村資源の復元・維持・創出を目指して地域商標の研究に取り組む農家のせがれの学生など、高い志を持ち、将来を見据えて一生懸命活動している若者から、強いパワーを感じました。

今回のメールマガジンは新規参入をテーマに取り上げましたが、農業に目覚めた大学生たちのパワーが、これからの農業を盛り上げる新しいパワーへと広がっていくことを期待したいと感じましたし、個人的にも彼らの活動を応援していきたいと感じました。
(K)

電子出版：農業担い手メールマガジン

発行日　：毎月2回発行

発行元　：農林水産省経営局経営政策課　担当：加藤

農林水産省担い手ホームページもご覧ください！

～担い手への支援策、認定農業者数等、担い手情報満載！！～

<http://www.maff.go.jp/j/ninaite/index.html>

このメルマガの配信申込み、バックナンバーはこちらから

http://www.maff.go.jp/j/ninaite/n_mailmaga/index.html

このメルマガの配信変更、配信解除、パスワード再発行等はこちらから

<http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/index.html>